

資料2 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式

受理年月日	令和 年 月 日
相談者の氏名等	氏名： 生年月日： 年 月 日 性別 男・女
	連絡先：電話 () 住所 メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	被害発生日： 年 月 日
	被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他() 被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
当該被害による 心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止、後遺障害： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況(傷害や後遺障害の程度)：
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	
自機関・団体で実施 した支援の内容	
これまで受けた 支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日： 年 月頃、相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署 〃 連絡先	
備考	
情報提供についての 同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに 電話 () から、 年 月 日 時 分同意を得た。
連絡年月日	令和 年 月 日
担当部署 連絡先	

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。

犯罪被害者等支援のための相談窓口



分類	相談内容など	相談窓口	連絡先	相談時間等
総合	犯罪被害に関する各種相談窓口の紹介・被害者支援施策の企画調整や情報提供	犯罪被害者等支援総合調整窓口 (県くらし交通安全課)	054-221-3220	月～金(祝休日除く) 9:00～17:00
	犯罪被害者等給付金など犯罪被害者支援に関する相談	犯罪被害者支援室 (警察本部警察相談課)	054-271-0110	月～金(祝休日除く) 8:30～17:15
	犯罪被害者等の精神的悩みや法律・裁判の流れについての悩み、ケースに応じた弁護士等による法律相談	認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター	054-651-1011 全国共通ナビダイヤル 0570-783-554 (7:30～22:00)	月～金(祝休日除く) 10:00～16:00
	犯罪被害に遭った方に相談窓口や法制度の御案内	法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079714 〔ナクコトナイヨ〕 IP電話からは 03-6745-5601	平日9:00～21:00 土9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)
性犯罪・性暴力	性犯罪・性暴力に関する相談	静岡県性暴力被害者支援センター SORA(そら)	#8891 (はやくワンストップ)	24時間
	性犯罪の被害者に対する相談	性犯罪被害110番・性犯罪被害相談電話(ハートさん) (警察本部)	0120-783870 〔ナヤミハナソウ〕又は #8103〔ハートさん〕	24時間
法律支援	犯罪被害に関する弁護士相談	静岡県弁護士会	053-455-3009(西部) 054-252-0008(中部) 055-931-1848(東部)	月～金(祝休日除く) 9:00～12:00 13:00～17:00
	司法書士による電話相談	静岡県司法書士会 司法書士直通 被害者もあんしんダイヤル	080-4905-5949	火曜・木曜(祝日、年末年始を除く) 14:00～17:00
外国人	外国人の生活相談	静岡県多文化共生総合相談センターかめりあ (英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、多言語相談員による対応可)その他の言語についても、テレビ電話通訳等を活用し、15言語以上に対応。	電話: 054-204-2000 mail: soudan@camellia2.com LineID: sirlinejpn01 Skype: siradviser Messenger ID: @adviser.shizuoka Facebook Account: Adviser Shizuoka	月～金 (祝日、年末年始 (12/29～1/3)除く) 午前10時～ 午後4時
精神支援	心の健康に関する相談	こころの電話 (精神保健福祉センター)	0558-23-5560(賀茂) 055-922-5562(東部) 054-285-5560(中部) 0538-37-5560(西部)	月～金 (祝休日除く) 8:30～11:45 13:00～16:30
DV	DV被害相談 (配偶者などからの暴力)	女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	全国共通ダイヤル #8008〔はれれば〕	9:00～20:00 (祝日、年末年始を除く)
		賀茂健康福祉センター	0558-22-9217	9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)
		東部健康福祉センター	055-926-9217	
		中部健康福祉センター	054-644-9217	
西部健康福祉センター	0538-33-9217			
子ども・少年	児童虐待相談電話	児童相談所	児童相談所虐待対応ダイヤル 189〔いち・はや・く〕	24時間
	被害少年支援に関する相談の窓口	静岡県警察少年サポートセンター (警察本部人身安全少年課)	県警ホームページを御参照ください。	月～金 (祝休日除く) 8:30～17:15
交通事故	交通事故の相談	静岡県交通事故相談所	054-202-6000	月～金 (祝休日除く) 9:00～16:00
暴力団	暴力団に関する相談	暴力相談専門電話 (警察本部組織犯罪対策課)	054-254-8930 〔ゴヨー ヤクザゼロ〕 0120-548930	月～金 (祝休日除く) 8:30～17:00
		(公財) 静岡県暴力追放運動推進センター	054-283-8930 0120-508930	月～金(祝休日除く) 8:30～17:15

犯罪被害者等支援市町業務一覧【 】

対象	支援業務	担当課名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等「総合的対応窓口」			
相談	無料法律相談			
傷害・遺族	傷害（遺族）見舞金の支給			
遺族	死亡届			
	死亡一時金・遺族基礎年金・寡婦年金の請求等			
障害が残った被害者	障害基礎年金・特別障害者手当			
	身体障害者手帳・療育手帳の交付			
	障害基礎年金（国民年金）請求の受付			
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付			
住宅の問題	公営住宅への一時入居・優先入居			
納税相談	税の減免・控除			
医療	自立支援医療費支給制度			
	医療費・高額医療費の支給制度			
子育て支援	子ども医療費助成			
	児童手当・児童扶養手当			
	障害児福祉手当・特別児童扶養手当			
	児童生徒、就学経費援助			
	公立幼稚園保育料減免			
	特別支援教育就学激励費			
	奨学資金給付			
ひとり親家族等の支援	ひとり親家族等医療費公費負担制度			
	母子父子寡婦福祉資金貸付金			
	自立支援教育訓練給付金事業			
	高等技能訓練促進費等事業			
医療・福祉・保健	福祉全般の相談・生活保護制度			
	健康相談（市町保健センター）			
	総合相談・支援業務（社会福祉協議会）			
	高齢者を対象とした総合的な相談・支援			
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター			
	スクールカウンセラーの派遣要請			
DV・ストーカー	DV相談・緊急一時保護			
	住民票の写しの交付等の制限			

※市町によって実施していない業務があります。

静岡県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮して行われなければならない。この場合において、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重しなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、県民が日常生活又は社会生活において様々な問題に直面している犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、それぞれの立場における自主的な取組を行うことにより推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、民間支援団体、事業者その他の犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県その他の犯罪被害者等支援を行うもの（以下「犯罪被害者等支援者」という。）が行う犯罪被害者等支援に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めること及び事業活動を行うに際して犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するよう努めることにより、犯罪被害者等支援の推進に努めなければならない。

(民間支援団体の責務等)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うよう努め、及び犯罪被害者等支援者が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めなければならない。

2 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する推進計画)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、犯罪被害者等支援を総合的かつ長期的に推進していくための基本方針及び取組について定めるものとする。

3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(相談及び情報の提供等)

第9条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害の回復を図るための情報の提供等)

第10条 県は、犯罪等による被害に係る損害の適切かつ円滑な回復を図るため、犯罪被害者等に対する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第11条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を適切に行う体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第12条 県は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、病院等への付添い、家事、育児等に係る援助その他の日常生活に必要な援助が提供されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(心理的外傷等からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(捜査の過程における配慮等)

第17条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員を配置する等必要な施策を講ずるものとする。

(緊急を要する犯罪被害者等支援の実施)

第18条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事件その他の重大な事件が発生した場合であって、当該事件における犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町その他の犯罪被害者等支援に関係するものと協力して、当該事件に対応するための支援の態勢を整え、情報の提供、病院等への付添い、精神的負担の軽減その他の緊急を要する犯罪被害者等支援を実施するものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、犯罪被害者等が孤立することがないような地域社会を形成するため、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるよう、情報の提供、広報活動及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等に関する教育が学校において行われるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等)

第21条 県は、犯罪被害者等支援が適切に行われるようにするため、県及び市町の職員並びに民間支援団体の職員等であって犯罪被害者等支援に従事するものに対して研修を実施する等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第22条 県は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映する等必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【参考文献】

(書籍)

「心的トラウマの理解とケア 第2版」金 吉晴

「犯罪被害者の心理と支援」長井 進

「犯罪被害者のメンタルヘルス」小西 聖子

「被害者支援ボランティアのための研修マニュアル」全国被害者支援ネットワーク

「2008 社会福祉の手引」東京都

「配偶者からの暴力 相談の手引」男女共同参画局

「犯罪被害者支援ガイドブック」警視庁

「犯罪被害者支援ハンドブック～犯罪被害者の援助のために～」京都府犯罪被害者支援連絡協議会

「犯罪被害者支援のために 被害者支援ハンドブック」NPO 法人被害者こころのセンターえひめ、愛媛県警察本部警務部警務課犯罪被害者対策室

「犯罪被害者等支援の手引き」東京都

「犯罪の被害に遭われた方への被害者等支援マニュアル」千葉県

「被害者支援ガイドブック」大阪府被害者支援会議

「被害者支援ハンドブック」茨城県警察

「被害者支援ハンドブック～犯罪被害者の支援のために～」山口県被害支援連絡協議会

「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引ー精神保健福祉センター・保健所等における支援ー」地域精神保健福祉機関における犯罪被害者支援 研究班 分担研究者 山下 俊幸

「犯罪被害者支援センター」滋賀県

「被害者遺族の手記 みかんのはな」NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター

「はじめて担当者になったあなたへ」犯罪被害者等暮らし・支援検討会（くらしえん）

(ホームページ)

「日本家族計画協会ホームページ」 日本家族計画協会

<http://www.jfpa.or.jp/>

「日本弁護士連合会ホームページ」 日本弁護士会

<http://www.nichibenren.or.jp/>

「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」 国立精神・神経センター精神保健研究所

<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>

「法務省刑事局ホームページ」 法務省

<http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji44.html>